

議案第 27 号

京丹後市てんきてんき村関連施設のうち京丹後市高嶋園地の指定管理者の指定について

次のとおり、京丹後市てんきてんき村関連施設のうち京丹後市高嶋園地の指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

京丹後市長 中山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
京丹後市高嶋園地	京丹後市丹後町上野 7 2 9 番地	上野自治区 京丹後市丹後町上野 4 0 2 番地	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、京丹後市てんきてんき村関連施設のうち京丹後市高嶋園地の管理業務を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものである。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 5 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第27号 京丹後市てんきてんき村関連施設のうち京丹後市高 嶋園地の指定管理者の指定について	政策等 の区分	計画 ・ <b>事業</b> ・ 条例 その他 ( )
------------	---	------------	--------------------------------

《政策等の概要》	《市民参加の状況》					
京丹後市てんきてんき村関連施設のうち京丹後市高嶋園地については、現指定管理者の指定期間が令和5年3月31日をもって満了することから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、上野自治区を指定管理者に指定することとして、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	有 ・ <b>無</b> (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
	《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
	R5~R9年度	0				
《政策等の必要性》	《将来にわたる効果及び経費の状況》					
地方自治法の改正による指定管理者制度の創設以降、市では観光施設をはじめ多くの施設に指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上と、管理経費の縮減に努めているところである。 現指定管理者の指定期間が令和5年3月末をもって満了することから、指定管理者制度の導入による効果を分析し運営形態を判定した結果、当該施設においては令和5年4月以降も指定管理者による管理運営を行うこととしたことから、当該団体を指定管理者として指定するものである。	施設の管理運営に指定管理者制度を継続することで、引き続き民間のノウハウを活用した利用者サービスの向上と、管理経費の縮減を図るなど、施設運営について一層の効用増加が期待される。当該団体は、平成20年度から継続して指定管理者として本施設の運営管理を行っており、本施設を熟知しているとともに、地元協働等による地域や地域経済の活性化等に寄与するものと期待される。					
《提案に至るまでの経緯》	《総合計画等の整合》					
R4.10.24 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の募集は非公募で一者選定と決定 R5.1.26 京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会 指定管理者の候補者として、上野自治区を選定	総合計画 計画項目	4	滞在型観光・スポーツ観光の促進			
	○その他の計画(該当する場合のみ)					
	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
《政策等の実施時期》	担当部局	担当課	添付資料(有の場合は、その名称)			
指定管理期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。	商工観光部	観光振興課	有 <b>無</b>			

## 採点集計表【京丹後市高嶋園地】

議案第27号 資料

選定基準	個別配点	×3人	審査項目	配点 (満点)	上野自治区		失格点	
					得点	得点率		
公の施設の運営において市民の平等利用が確保されること。	10	30	管理運営の基本的な考え方の適合性	30	30	30	100.0%	9未満
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	40	120	運営の基準、サービス提供内容への取り組み	30	25	102	85.0%	36未満
			施設設備の維持及び運営管理の水準	51	41			
			事故・事件の防止措置、緊急時の対応	15	12			
			利用者等の要望の把握	6	6			
			現施設又は同種の施設管理運営実績等	18	18			
施設の効率的な運用が図られるものであること。	30	90	収支計画の妥当性	48	36	66	73.3%	27未満
			収支改善策	24	17			
			利益の処分方法	9	4			
			指定管理料の多寡	9	9			
施設の管理を安定して行うとともに、施設の設置目的を達成するために必要な物的および人的能力を有していること。	20	60	経営理念の健全性	3	3	57	95.0%	18未満
			団体の財政基盤、経営基盤の健全性	24	21			
			運営組織及び従業員の配置等の妥当性	12	12			
			団体による本事業への支援体制	3	3			
			事務・会計処理の能力	6	6			
			従業員研修・教育の妥当性	6	6			
			雇用効果	6	6			
計【配点100×3人＝300】				300	255	85.0%	180未満	

※所管部署管理職3人で採点を実施。

※総得点の60%未満である場合、又は、選定基準ごとの得点率で30%未満が複数ある場合、失格。